

# 平成25年度第8回南相馬市事務事業事前評価結果

1	事務事業名	旧警戒区域内店舗営業報奨金交付事業	担当課	小高区産業建設課
---	-------	-------------------	-----	----------

事業の目的	対象	誰に、何に対して働きかけるのか 小高区内で生活必需品を販売する店舗
	意図	対象がどのようになることがねらいなのか 報奨金を交付することで、小高区内で生活必需品を販売する店舗が営業を再開または新たに開始できるようにする。
	結果	どのような結果をもたらすのか 生活必需品を販売する店舗が営業を再開または開始することで、市民が生活できる環境整備が図られ、住民の帰還とまちなかの賑わい再生につながる。

手 段	<ul style="list-style-type: none"> <li>小高区内で日常生活に必要な店舗を営業する者に対して報奨金を交付する。</li> <li>1事業所につき年間5,000千円を上限とし、平成27年度までの交付とする。</li> </ul>	事業費(千円)	平成26年度	25,000
		平成27年度	42,000	
		平成28年度	0	
		平成29年度	0	
		平成30年度	0	
		合計	67,000	

担当課による自己評価	必要性	市民ニーズはあるか 多くの小高区民が帰還のために商店の再開を望んでおり、市民ニーズがあると認められる。
	行政関与	市が積極的に関与すべき事業なのか 全住民が避難している中で、生活必需品を販売する店舗が営業を再開または開始することは、市が積極的に誘導を図るべきことである。
	有効性	成果の期待度 どのような効果が期待されるか 営業開始店舗数の増加により、市民が生活できるようになり、住民の帰還と小高区の復興に寄与することが明確である。
	その他	優先性等 平成26年8月の長期特例宿泊から平成28年4月の避難指示解除目標までに生活環境を整えるため、緊急的に実施する事業である。
	総合評価	必要性・有効性・優先性を認める。

委員会評価	総合評価	必要性・有効性・優先性を認める。
	付帯意見	(1) 事業期間が2年間であることを踏まえ、交付要綱の附則に終期を明記すること。 (2) 通常8時間程度と考えられる労働時間について特段の定めがないことから、内規等で整理すること。

対応方針	<p>本事業は、1月の定例庁議において、「対象業種を拡大すること」、「対象を既存店舗の再開に限定すること」、「対象区域を小高区内から旧警戒区域内に拡大すること」及び「年間の交付限度額を平成26年度3,000千円、平成27年度2,000千円にすること」とした。</p> <p>議会における予算成立後、計画に沿って事業を実施する。 (平成26年3月議会に予算計上し、承認された。)</p>
------	--